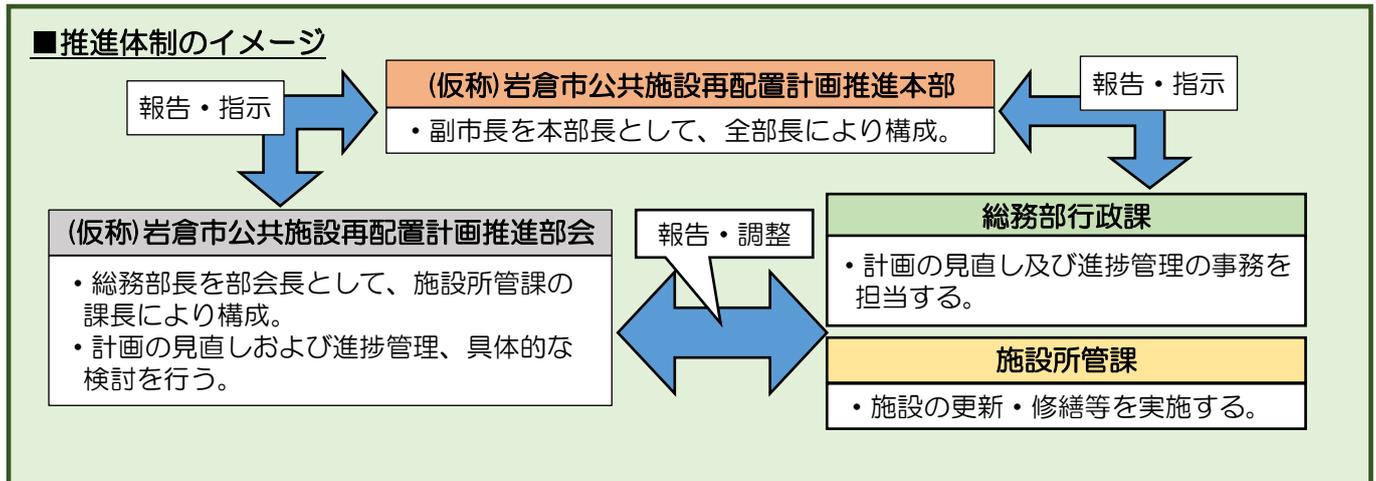


◎2019 年度以降の計画の推進体制について

(1) 計画の推進体制



■年度ごとの業務（2019～2026 年度）

①計画の中間見直し（推進部会により 5 年ごとに実施）

- 公共施設等総合管理計画、公共施設再配置計画、公共施設長寿命化計画のそれぞれの進捗確認を行う。
- 2014 年度実施の公共施設現況調査の結果から劣化状況について目視で再確認する。その結果を公共施設長寿命化計画にフィードバックする。

②第 2 期計画の策定（推進部会及び市民参加により 10 年ごとに実施）

- 公共施設現況調査を実施する。その際、目視調査に加えて劣化試験を実施する。
- 有識者、市民を交えた外部委員会あるいはワークショップ等の開催を検討する。
- 施設の評価方法についても検討する。

③計画の進捗確認（推進部会において毎年度実施）

- 当年度の修繕の実施状況や、次年度に実施する修繕等について確認する。
- 再配置計画の事業の進捗状況及び今後のスケジュールについて確認する。
- 施設所管課において日常点検を実施し、必要に応じて施設所管課間の意見調整を行う。

※次年度の実施計画および予算に修繕等を計上させるため、原則として 2～3 月に会議を開催し、実施計画および予算に反映させる。

(2) 再配置計画案（複合化・統合等）の推進について

- 総務部行政課財政グループが総合窓口となり、事業の実施については施設所管課が中心となって事業を進めていく。
- 事業の実施にあたっては個々に市民参加の手続きを取ることを原則とする。
- 施設の更新等の事業計画の立案・実施について、関係課が複数にまたがる場合は、総務部行政課財政グループが施設所管課を招集し、意見調整を行う。
- その他必要に応じて公共施設再配置計画推進本部及び公共施設再配置計画推進部会を開催し意見調整を行う。